

## 京田辺市ホームページバナー広告表現ガイドライン

### (趣旨)

第1条 京田辺市ホームページに掲載するバナー広告の表現については、京田辺市ホームページバナー広告掲載要綱（平成21年京田辺市告示第5号）及び京田辺市広報紙広告掲載基準に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをし、又はユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) その他市長が適切でないと判断するもの

### (市ホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、使用することができない。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「高齢者のための施設ガイド」、「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが京田辺市の事業であると錯誤しやすいもの

### (色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとるよう配慮しなければならない。

- 2 背景に模様のある画像、写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### (解像度)

第5条 文字、イラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見

えるよう配慮しなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成21年2月1日から施行する。